

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務業務センター）	49
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業支援課）	49
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	50
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……………（農業施設管理課）	50
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	50
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	50
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	51
○道路の供用の開始……………（道路課）	51
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	51
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	51
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正（2件）……………（経理課）	52
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告（5件）……………	52
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	60

告 示
北海道告示第51号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年1月27日 北海道知事 高 橋 はるみ
1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 14台 （1台1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成21年1月15日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 大丸藤井株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

1,365円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年12月12日付け北海道告示第774号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、空知川上流土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成21年1月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成21. 1. 3	理 事	武 藤 一 男	富良野市字山部西19線13番地
同	同	同	長 部 薫	同 字山部西17線2番地
同	同	同	吉 田 幸 男	同 字山部東13線12番地
同	同	同	木 村 孝	同 字山部東21線13番地
同	同	同	立 花 晃	同 字山部東25線9番地
同	同	同	古 田 耕 一	同 字上御料
同	同	同	村 上 敏	同 字中五区
同	同	同	萩 原 千 里	空知郡南富良野町字下金山944番地
同	同	同	増 田 輝 男	同 字金山市街地
同	同	監 事	長 沢 洋 一	富良野市字山部西16線6番地
同	同	同	谷 口 明 広	同 字上五区
退 任	平成21. 1. 2	理 事	武 藤 一 男	同 字山部西19線13番地
同	同	同	長 部 薫	同 字山部西17線2番地
同	同	同	北 村 智	同 字山部西24線1番地
同	同	同	吉 田 幸 男	同 字山部東13線12番地
同	同	同	木 村 孝	同 字山部東21線13番地

退 任	平成21. 1. 2	理 事	東海林 剛	富良野市字上五区
同	同	同	古 田 耕 一	同 字上御料
同	同	同	萩 原 千 里	空知郡南富良野町字下金山944番地
同	同	同	増 田 輝 男	同 字金山市街地
同	同	監 事	山 崎 永 稔	富良野市字下五区
同	同	同	長 沢 洋 一	同 字山部西16線 6 番地

北海道告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2 第 1 項の規定により、芦別市常福地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成21年 1 月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 4 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2 第 4 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 1 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、別海町の行う土地改良（東朝日地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用道路））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道根室支庁に備え置いて、平成21年 1 月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成21年 1 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年 1 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町浜中東104・107（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第56号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年 1 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町穂別安住111の 6（国有林。次の図に示す部分に限る。）、113（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第57号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年 1 月27日		北海道知事 高 橋 はるみ	
1	解除に係る保安林の所在場所	登別市幸町 4 丁目21の 3・幸町 6 丁目34の 2・富浦町 2 丁目30の 2・富浦町 3 丁目13の 2（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）	
2	保安林として指定された目的	潮害の防備	
3	解 除 の 理 由	指定理由の消滅	
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）			
北海道告示第58号			
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。			
平成21年 1 月27日			
		北海道知事 高 橋 はるみ	
1	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。）	
2	保安林として指定された目的	土砂の流出の防備	
3	変 更 後 の 指 定 施 業 要 件		
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法			
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。			
福島町（次の図に示す部分に限る。）			
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。			
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種		次のとおりとする。	
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）			
北海道告示第59号			
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。			
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。			
平成21年 1 月27日			
		北海道知事 高 橋 はるみ	
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 静内中札内線 北海道帯広土木現業所	河西郡中札内村南札内国有林十勝西部森林管理署373林班は小班地先から河西郡中札内村南札内国有林十勝西部森林管理署373林班は小班地先まで	平成21. 1. 27	
道道 広尾大樹線 北海道帯広土木現業所	広尾郡広尾町字紋別15線 2 番 1 地先から 広尾郡広尾町字紋別14線 2 番 2 地先まで	同	
北海道告示第60号			
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。			
平成21年 1 月27日			
		北海道知事 高 橋 はるみ	
1	土砂災害警戒区域の箇所番号	駅裏沢川（ I－22－0270）	
2	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 表 示	松前郡福島町字吉岡（次の図のとおり）	
3	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	
（「次の図」は省略し、その図面は北海道函館土木現業所及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）			
北海道告示第61号			
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。			
平成21年 1 月27日			
		北海道知事 高 橋 はるみ	
1 (1)	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	福島月崎 3 （ I－2－239－1277）	
(2)	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	松前郡福島町字月崎（次の図のとおり）	
(3)	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	
(4)	当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり	
2 (1)	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号		

- 福島三岳 1 （ I - 2 - 240 - 1278 ）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字三岳（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福島塩釜 5 （ I - 2 - 233 - 1271 ）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字塩釜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福島塩釜 6 （ I - 2 - 234 - 1272 ）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字塩釜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
板橋川 （ I - 22 - 0400 ）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字浦和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面は北海道函館土木現業所及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第62号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成21年 2 月 1 日から施行する。

平成21年 1 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項由仁町農業協同組合の事項を削り、ながぬま農業協同組合の事項中「ながぬま 農 業 協 同 組 合 同 長沼町」を「ながぬま 農 業 協 同 組 合 夕張郡長沼町」に、栗山町農業協同組合の事項中「栗山町農業協同組合」を「そらち南農業協同組合」に改める。

北海道告示第63号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成21年 3 月 1 日から施行する。

平成21年 1 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項沼川農業協同組合の事項を削り、豊富町農業協同組合の事項中「豊富町農業協同組合」を「北宗谷農業協同組合」に、歌登農業協同組合の事項中「歌登農業協同組合」を「宗谷南農業協同組合」に改め、北見枝幸農業協同組合の事項を削る。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第 3 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 1 月27日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道札幌土木現業所の複写機等の賃貸借契約

ア デジタル複写機（白黒）	3 台
イ デジタル複写機（白黒・ファックス機能付き）	4 台
ウ デジタル複写機（カラー）	6 台
エ デジタル複写機（カラー・ファックス機能付き）	1 台
オ デジタル複写機（カラー・プリンター機能付き）	1 台

各デジタル複写機15台については、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成24年3月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 履行場所 別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格（複写機に係るものに限る。）を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制について、整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該賃貸借物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成20年1月27日から3月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課） (2) 入札日時 平成21年3月16日（月）午後1時30分（送付による場合は、3月13日必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。	(4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金及び契約保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。 すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格である者を落札者とする。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（各入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 イ 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 電話番号 011-561-0383 11 Summary
---	--

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- (a) Digital copying machine (black and white) 3 set
- (b) Digital copying machine (black and white and with fax function) 4 set
- (c) Digital copying machine (color) 6 set
- (d) Digital copying machine (with color fax function) 1 set
- (e) Digital copying machine (with color printer function) 1 set

15 each digital copying machine is assumed to be each tender.

B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., March 16, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than March 13, 2009.)

C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Sapporo

District Public Works Management Office, Nishi 16-chome, Minami 11-jo, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido, 064-0811 Japan

Phone : 011-561-0383

北海道後志支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 1 月27日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機賃貸借契約その1

デジタル複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 複写機賃貸借契約その2

デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

ウ 複写機賃貸借契約その3

デジタル複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

エ 複写機賃貸借契約その4

デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

オ 複写機賃貸借契約その5

デジタル複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

カ 複写機賃貸借契約その6

デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

キ 複写機賃貸借契約その7

デジタル複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年1月27日（火）から2月26日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁地域振興部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道後志支庁地域振興部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁地域振興部総務課）

(2) 入札日時 平成21年3月10日（火）午後1時30分（送付による場合は、同年3月9日（月）必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告 平成21年1月20日付け北海道後志支庁告示第1号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道後志支庁のホームページ(http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp)からダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 入札は1の(1)に掲げる複写機の賃貸借その1からその7までについてそれぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136-23-1313 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine No. 1 : 1 set Lease of color copying machine No. 2 : 1 set	Lease of copying machine No. 3 : 1 set Lease of color copying machine No. 4 : 1 set Lease of copying machine No. 5 : 1 set Lease of color copying machine No. 6 : 1 set Lease of copying machine No. 7 : 1 set B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., March 10, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than March 9, 2009.) C. Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Shiribeshi Subprefectural Office, Hokkaido Government, kita 1-jo, higashi 2-chome, kutchan-cho, Abuta-gun, hokkaido, 044-8588 Japan Phone : 0136-23-1313 北海道宗谷支庁告示第1号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年1月27日 北海道宗谷支庁長 横 内 英 一 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 調達をする物品等の名称及び数量は、次のアからクまでに掲げるものについて、それぞれ次のアからクまでに定めるところによるものとし、それぞれ入札を実施する。 ア 複写機等の賃貸借その1 (ア) デジタルカラー複写機等の賃貸借 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価 (イ) 調達台数及び調達予定数量 1台 1月当たり フルカラー 6,420枚 黒モード 240枚 イ 複写機等の賃貸借その2 (ア) デジタル複写機等の賃貸借 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価 (イ) 調達台数及び調達予定数量 1台 1月当たり 20,000枚 ウ 複写機等の賃貸借その3 (ア) デジタル複写機等の賃貸借 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
--	---

- (イ) 調達台数及び調達予定数量
1台 1月当たり 11,800枚
- エ 複写機等の賃貸借その4
- (ア) デジタルカラー複写機等の賃貸借
1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (イ) 調達台数及び調達予定数量
1台 1月当たり フルカラー 3,820枚 カラープリント 1,910枚
黒モード 60枚
- オ 複写機等の賃貸借その5
- (ア) デジタル複写機等の賃貸借
1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (イ) 調達台数及び調達予定数量
1台 1月当たり 9,830枚
- カ 複写機等の賃貸借その6
- (ア) デジタル複写機等の賃貸借
1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (イ) 調達台数及び調達予定数量
1台 1月当たり 2,100枚
- キ 複写機等の賃貸借その7
- (ア) デジタル複写機等の賃貸借
1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (イ) 調達台数及び調達予定数量
1台 1月当たり 3,840枚
- ク 複写機等の賃貸借その8
- (ア) デジタル複写機等の賃貸借
1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (イ) 調達台数及び調達予定数量
1台 1月当たり 6,220枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし、予算
の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の

- 資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備
されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明
した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ
る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め
るところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ
ならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成21年2月2日から3月9日まで（日曜日、土曜日及び国
民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休
日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな
ければならない。
- ウ 申請書類の提出先
- (ア) 複写機等の賃貸借その1及びその2
郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷支庁地域振興部総
務課
- (イ) 複写機等の賃貸借その3からその8まで
郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道稚内土木現業所企画総
務部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
契約条項を示す場所は、1の(1)のアからクまでに掲げる複写機等の賃貸借について、そ
れぞれ次の(1)及び(2)に定めるところによる。
- (1) 複写機等の賃貸借その1及びその2
北海道宗谷支庁地域振興部総務課
- (2) 複写機等の賃貸借その3からその8まで
北海道稚内土木現業所企画総務部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 入札場所は、1の(1)のアからクまでに掲げる複写機等の賃貸
借について、それぞれ次のア及びイに定める場所で行う。
- ア 複写機等の賃貸借その1及びその2

稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷支庁地域振興部総務課） イ 複写機等の賃貸借その3からその8まで 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課） (2) 入 札 日 時 入札日時は、1の(1)のアからクまでに掲げる複写機等の賃貸借について、それぞれ次のア及びイに定める場所で行う。 ア 複写機等の賃貸借その1及びその2 平成21年3月13日（金）午前10時（送付による場合は、3月12日までに必着） イ 複写機等の賃貸借その3からその8まで 平成21年3月13日（金）午後1時30分（送付による場合は、3月12日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名 称 及 び 数 量 デジタル広幅複写機等の賃貸借 1台 (2) 予 定 時 期 平成21年5月ころ 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格である者を落札者とする。	10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地は、1の(1)のアからクまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次の(1)及び(2)に定めるところによる。 (1) 複写機等の賃貸借その1及びその2 ア 名 称 北海道宗谷支庁地域振興部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 電話番号 0162-33-2910 (2) 複写機等の賃貸借その3からその8まで ア 名 称 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 電話番号 0162-33-3711 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a lease of a color copying machine No. 1 1 set b lease of a copying machine No. 2 1 set c lease of a copying machine No. 3 1 set d lease of a color copying machine No. 4 1 set e lease of a copying machine No. 5 1 set f lease of a copying machine No. 6 1 set g lease of a copying machine No. 7 1 set h lease of a copying machine No. 8 1 set B Bid tendering date and time : a ~ b 10:00 A. M. March 13, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than March 12, 2009.) c ~ h 1:30 P. M. March 13, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than March 12, 2009.) C Contact : a ~ b Accounting Division, General Affairs Department, Souya Subprefectural Office, Hokkaido Government, 27-Gou, 2-Ban, 4-Chome, Suehiro, Wakkanai, Hokkaido. Post code 097-8558 Japan Phone : 0162-33-2910 c ~ h Accounting Division, General Affairs Department, Wakkanai District Public Works
---	---

Management Office, Hokkaido Government, 27-Gou, 2-Ban, 4-Chome, Suehiro,
Wakkanai, Hokkaido. Post code 097-8558 Japan
Phone : 0162-33-3711

北海道十勝支庁告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年1月27日

北海道十勝支庁長 岡 本 光 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定数量

1台 1月当たり 11,000枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更し、又は組織機構の統合、改編、再編若しくは廃止により当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 北海道帯広土木現業所企画総務部建設指導課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借（複写機に係るものに限る。）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等の要求する仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に対し、迅速な点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給体制が整備されていると認められること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ならない。

ア 申請の時期 平成21年1月27日から2月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所企画総務部建設指導課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道帯広土木現業所企画総務部建設指導課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎4階C会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所企画総務部建設指導課）

(2) 入札日時 平成21年3月10日（火）午前11時（送付による場合は、3月9日必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

電子メール送信による交付を希望する場合は、契約担当組織に電子メール（tokachi.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し出ること。

また、ホームページ（<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた当該複写機賃貸借の予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの賃貸借の基本料金の入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう）を用いても差し支えない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部建設指導課

(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
電話番号 0155-27-8540

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured : lease of a copying machine 1 set

B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., March 10, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than March 9, 2009.)

C. Contact : Constructional Guidance Division, Planning and General Affairs Department,
Obihiro District Public Works Management Office, 1-banti, Higashi 3-jo, Minami 3-Chome,
Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8540

北海道十勝支庁告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年1月27日

北海道十勝支庁長 岡 本 光 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機の賃貸借その1

(ア) 調達をする物品等の名称

複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）
1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(イ) 調達台数及び調達予定数量

1台 1月当たり800枚

イ 複写機の賃貸借その2

(ア) 調達をする物品等の名称

複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）

1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(イ) 調達台数及び調達予定数量

1台 1月当たり450枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更し、又は組織機構の統合、改編、再編若しくは廃止により当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所

ア 河西郡中札内村元札内東2線51 十勝家畜保健衛生所東部BSE検査室

イ 上川郡新得町字上佐幌西3線49 十勝家畜保健衛生所西部BSE検査室

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借（複写機に係るものに限る。）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 調達をする物品等の要求する仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に対し、迅速な点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給体制が整備されていると認められること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年1月27日から2月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝支庁産業振興部農務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道十勝支庁産業振興部農務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎4階C会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝支庁産業振興部農務課）
- (2) 入札日時 平成21年3月10日（火）午前11時（送付による場合は、3月9日必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（tokachi.nomul@pref.hokkaido.lg.jp）で申し出ること。
- また、十勝支庁ホームページ（<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
- すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれ予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格である者を落札者とする。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝支庁産業振興部農務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
電話番号 0155-27-8611

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

1. lease of a copying machine 1 set

2. lease of a copying machine 1 set

B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., March 10, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than March 9, 2009.)

C. Contact : Agricultural Affairs Division, Department of Industrial Promotion, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, 1-banti, Higasi 3-jo, Minami 3-Chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8611

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第21号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年1月27日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。））

29台（1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 履行期限（契約期間） 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所（履行場所） 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の

正 土地 12,848.76m²